

設 計 書

税公金自動収納機

名 称	仕 様	数量	単位	単 価	金 額	備 考
税公金自動収納機	(別紙仕様書による)	1	台			
本体内蔵ソフトウェア		1	式			
リモートモニター	7インチタッチパネル	1	式			附属品等含む
納入設置諸経費等		1	式			
				計		
				消費税		10%
				合計		

税公金自動収納機仕様書

税金及び公共料金の収納は、現金による窓口支払いが多数を占め、その事務処理について負担が高く、特に繁忙日における集中度が高く、事務量的な変動も大きく窓口収納事務体制を構築する上で課題となっていた。

本仕様書は、税金及び公共料金の収納において、税公金自動収納機を購入設置することで、窓口収納業務効率と市民へのサービスの改善及び向上を実現するものである。

1. 件名

税公金自動収納機購入

2. 設置場所および台数

胎内市役所 会計課前窓口カウンター付近（本庁 1階） 1 台

※ 市が指定した場所に設置可能かを事前に確認しておくこと。

3. 基本仕様

(1) 税公金自動収納機の機器概要等

① 帳票処理部

取扱納付書	サイズ 紙厚	高さ：89mm～178mm、長さ：140mm～440mm 70kg連量～135kg連量（圧着はがき） 55kg連量～110kg連量（上質紙・OCR紙）
収納 1	対象納付書 収納枚数	圧着はがき 最大100枚（110kg連量、指定圧着はがき）
収納 2	対象納付書 収納枚数	圧着はがき以外 最大150枚（110kg 連量）

②貨幣処理部

紙幣部	取扱金種	日本銀行券 現行4金種（出金は一万円・5千円・千円）
	収納枚数	一万円：200枚 / 5千円：100枚 / 千円：400枚 [カセット収納枚数] 1,000枚
硬貨部	取扱金種	国内発行貨現行6金種
	収納枚数	500円：105枚 / 100・50・10・5・1円：各170枚 [カセット収納枚数] 1,000枚

③本体部

- i 表示される金額を容易に確認できるサイズのカラーディスプレイを有し、タッチ操作が可能なものを搭載すること。
- ii 使用電源は、AC100V±10V 60/50Hz であること。

④機能概要

- i 胎内市が取り扱う税公金納付書(以下「納付書」という。)をOCRで自動判読徴収を可能とすること。ただし、納付書の種目や金額等が手書きの書式は対象としない。
- ii 納付書の種目・納付金額・納付期限等を読み取ったうえで、操作用パネルに納付金額(本税、督促手数料及び延滞金)を表示し、表示された金額の徴収、領収印の押印、領収書部分(軽自動車税の場合、納税証明部分を含む。)をカットして納付書から切り離し、つり銭及び領収書の返却を行うまでの、全ての過程が自動で行えること。
- iii 領収印については、胎内市が指定する領収印1種類を装填できること。
- iv 税公金自動収納機本体から離れた場所(約15メートル)で、当該機器内の紙幣や納付書等の状態が確認できるリモートモニターを有すること。また、障害発生時は、本体の操作用ディスプレイ及びリモートモニターにエラーが表示され、機器の異常が確認できること。
- v ジャーナル(機内用)及びレシート(機外用)の発行機能があること。
- vi 操作間違えや、売上追加があった場合には精算を行った場合でも、直後であれば精算取消が可能なこと。
- vii 収納した種目別に自動集計が可能なこと。

(2) 設置

- ① 地震等による転倒防止措置及び破壊行為防止等セキュリティ対策を講ずること。

(3) 運用・保守体制

- ①保守は納入設置後、1年間を無償保守期間とする。5年間は修理対応を保証すること。
- ②税公金自動収納機の安定稼働のため、常時連絡可能なコールセンター等で対応のこと。
- ③令和6年発行の新紙幣および平成16年発行の旧紙幣に対応できること。
- ④令和3年発行の新500円硬貨に対応できること。
- ⑤機器の故障には速やかに対応できる体制のこと。
- ⑥消耗品等は保守対象外とし別途見積りのこと。
- ⑦納入時の納付書登録に要する費用は、本契約金額に含むものとする。
- ⑧納入後の保守期間中に、新たな納付書の登録や抹消などの設定変更が必要になった時はこれに対応すること。なお、その際に費用が生じる場合は別途見積りのこと。

4. 納入設置完了期日

令和7年9月30日(火)とする。

5. 納品及び検査

納入設置完了期日までに設置、各種設定及び調整を完了し、検査を受けること。

納品物は次のとおりとし、内容及び詳細は協議のうえ決定する。

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 税公金自動収納機器 | 1台 |
| (2) 操作手順等マニュアル | 2部 |
| (3) マニュアル PDF データを格納した CD-R 等 | 1部 |
| (4) 納入完了報告書 | 1部 |

6. 契約上の履行責任について

成果物について、仕様との不一致が発見された場合、受注者は当該部分を修正すること。ただし、受注者は当該部分を修正するのは、検査完了後、12か月以内に発注者から請求された場合に限るものとする。

7. その他

- (1) 本業務実施にあたっては、市と十分連携を図って行うこととする。
- (2) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。